

SSC
埼玉県障害者社会参加
センターダより

推進

平成 28 年 3 月 30 日 108 号

編集

埼玉県障害者社会参加推進センター
〒330-8522

さいたま市浦和区大原 3-10-1

県障害者交流センター内

TEL 048-825-0707

FAX 048-825-3070

ssk080321@bz03.plala.or.jp

<http://saitama-shokyo.org/info/>

NPO 法人埼玉障害者センター

さいたま市浦和区大原 3-10-1

一部 100 円（会費に含まれます）

10 日・20 日・30 日

メールアドレス

HP アドレス

発行

〒330-8522

頒行

価日

発行

10 日・20 日・30 日

差別事例は理解が進む方向で

「県から意見聴取」

いよいよ差別解消法が施行されます。差別禁止ではなく解消とは、後進性の現われで、政府が差別を認めたと、前向きに受け止め、共生社会へ新たな武器と理解したいものです。

県職員の対応は？

去る一二月一八日、県障害福祉

祉推進課は、県差別解消法の対

応要領のヒアリングを行い、本

会からは森田、古澤、國松の

三名が出席しました。障害を理

由とする差別の解消の推進に関

する対応要領（平成二七年一一

月二日、内閣府訓令第三九号）、

別紙の対応要領の留意事項など

の資料が配られ、急いで目を通

しました。

国や県は義務で、市町村や民間は努力規定なので、別紙の県職員の対応要領に係る留意事項について具体的な意見を聞くこ



とがヒアリングの目的でした。
なぜ難病は呼ばないの？
本会以外に、埼身協、埼視協、
埼聴協、育成会、埼家連からヒ
アリングすると聞き、自閉症協
会も意見聴取した方が良い。手
話・点字が万能でないが、どう
対応するのか。なぜ難病団体は
呼ばないのか質問しました。

差別をなくす事例集め

差別とは？のレベルでの法施
行であり、差別事例集めが不可
欠です。障害者理解が進む方向
での事例は歓迎だが、ここまで
は免罪！という事例の普及は憂
慮されます。

尻尾切りにならないか

公務員の義務規定で懲戒処分
は、個人の責任に矮小化では解
決できず、集団としての責任で
持続的・計画的に改善していく
覚悟が重要。トカゲの尻尾切り
では話になりません。

コミュニケーション問題では、
細やかな気づきや感性が要求さ
れる。より高い質への研修が重
要です。紛争解決へ双方の専門
知識に富む者が必要ではないか。

また、合理的配慮の問題で、
サジ加減は財政上困難の決まり
文句が、常套手段になりはしな
いかという心配もあります。

財政上困難のカベ

心構えとして しつかり受け止める事

旅行業協会から
依頼

二月一三日、

埼玉県旅行業協

会から講師依頼

がありました。

どう対応した

ら良いのか、業

者からの不安等

が寄せられてい

ることでした。

具体的には、国土交通省から
出されたマニュアルがある
ので、「脊髄とか頸椎損傷」つ
てなに? 「人工透析」って?

「QOL」や「CIL」のこと
など専門用語について聞きたい
とのことでした。

関心高い! 旅行業者

三月二日、会
場の大宮・清水
園に着くと、打
合せがありまし
た。用語解説み
たいでは味気な

旅行業協会から
依頼

二月一三日、

埼玉県旅行業協

会から講師依頼

がありました。

どう対応した

ら良いのか、業

者からの不安等

が寄せられてい

ることでした。

ホールは満員で、関心の高さを感じました。壇上に立った私は、招かれた経緯と埼玉県障害者協議会の様々な共同体を紹介しながら、話をすすめました。
経験は積んだけど、用語は…
街のバリアフリー点検をしたり、バスを連ねてスキー場に行き、アウトリガーでスキーやチエアスキーに挑戦したり、ソリ遊びを楽しんだり、車イスでの富士登山などの経験を話しながら、県の障害者施策推進協議会や、福祉のまちづくり推進協議会の委員であっても、知らない用語だらけです。用語は知っていた方が良い程度のことです。首が据わらない人もいます

筋ジストロフィーといつても、幼少期から、すぐ車イスの生活を余儀なくされるドウシヤンヌ型や、青少年期に、下肢障害が

いので、いくつかの用語と業務との関係で配慮も含めて話したいと提案すると、心構えについても話すことになりました。

ホールは満員で、関心の高さを感じました。壇上に立った私は、招かれた経緯と埼玉県障害者協議会の様々な共同体を紹介しながら、話をすすめました。

徐々に進行する型
幹が据わらない人も多く、車イスの押し方はやさしく、スロープやキヤスターを上げる際は注意して。背もたれの代わりに体を前に密着させ首を支える技術も必要です。

アスリートに多い脊損
事故で下半身マヒになつたと聞いたらします。損傷箇所が首辺りだと頸椎損傷でマヒの範囲は広く、上腕の機能も失われます。パラリンピックのアスリートたちは脊椎損傷が多く、下部の筋肉隆々です。

予約時のバリアフリー
は、車イスの人でもトイレもエレベーターも大丈夫ですよ、と応えたとしても、実際はエレベーターや車イス用トイレの前に段差があつたりします。入口・客室を中心目的地までの通路が重要です。意外に抜け落ちたりするので、お忘れなく。

拒否や無視でなく、受け止めて
待つたなしの法施行です。最初から何でも出来る訳ではありません。心構えとしては落ち着いて、拒否や無視でなく、まずは受け止めることです。

この学習会を通して、障害者差別解消法が、どう現実を動かしていくか注視するとともに、お互いに人権感覚を高め、「なにが差別か」合意形成に努めていく必要があるのでないかと思いました。

NPO法人埼玉県障害者協議会

理事 國松 公造

知的障害者のひろば

障害者の就労の場の確保と

収入増加を目指して

株式会社 千乃風

(スワンベーカリー北浦和店)

代表取締役 飯塚 哲朗

店舗では多品種の焼きたての

パン、良い接客、清潔さの保持

等は当然のこと、さらに他店

との差別化のため、無料のコー

ヒーやイートイン的な場所の提

供等を行なっています。お客様

は気にいらなければ苦情も言わ

ず黙つて他のお店に行かれてしま

ります。

スワンベーカリー北浦和店は平成一八年十一月に開店し、多くのお客様のご支援によりお蔭様で今年一〇周年を迎えることになります。

最低賃金の保障と就労時間四時間(ワークシヤーリングの為)月

五万円の給料その他交通費全額支給することとし、株式会社で

発足しました。障害者は企業での雇用の少ない知的、精神障害者五人を採用することにしました。

近隣にパン屋は五店舗あり厳しい市場競争さらに長期の経済不況もありまつて、前途多難な船出でした。

法」簡単に商人になれきれず、日々苦戦しています。

一方、公務員時代の人脈を頼りに県庁などの職員への注文による配達、出張販売、福祉施設給食、イベントでの販売その他パレスホテル、レストラン等常に販路拡大に努めています。

その他三障害福祉施設の製造

商品(味噌、クッキー、かりんとう)の販売も行なっています。

開店から三年間は順調に売上が伸びていきましたが、平成二十一年度の売上約四千五百万円を

ピーケに減少が続き平成二十六

年度は約三千七百万円(八百万円減)になってしまい、原価償却を含めると赤字になり、現在

も続いています。このため平成二十二年十一月から就労継続支

A型の指定を受け最低賃金の支払いを維持しましたが、平成

二十六年十月から就労継続支援B型に変更し、最低賃金の半額

てしまします。正に「お客様は

神様です。」公務員から未経験の企業経営は、正に「武士の商

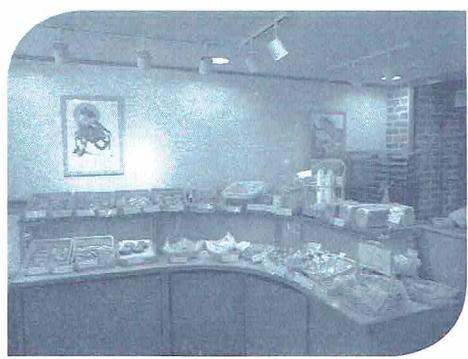
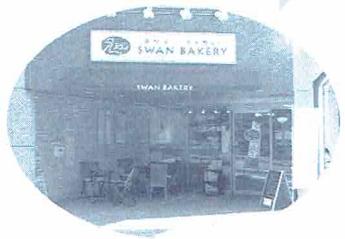
月一日現在障害者は七人、男性三人女性四人、知的四人精神二人高次脳一人の方が働いていますが、今までに十一人の方が経験され退社しています。就労時間は午前六時半から午後八時までの時間帯に製造、洗い物、配達、外販、清掃、レジ等を多種な仕事を行なっています。

現在店舗の売上は全体の約30%で、注文、外販等が70%であり、販路拡大を始めお店の売上増をいかに図り、経営の安定・維持(永久に求めるものであるが)が出来るよう努力し、所期の目的を達成していきたいと考えています。

現在店舗の売上は全体の約30%で、注文、外販等が70%であり、販路拡大を始めお店の売上増をいかに図り、経営の安

定・維持(永久に求めるものであるが)が出来るよう努力し、所期の目的を達成していきたい

理由を当方が考えなければならぬ、その対策を試行錯誤しながら日々改善に努めなければなりません。お客様のニーズにあった商品やサービスを提供しきれなれば市場から淘汰されてしまします。正に「お客様は神様です。」公務員から未経験の企業経営は、正に「武士の商



精神障害者のひろば

発達障害と就労支援

特定非営利活動法人なますの里福祉会

多機能型事業所 ひだまり

サービス管理責任者 褐田 晴夫



私が関わらせていただいた方は、自閉症スペクトラム圏内の三十代前半の方で、今までも就労継続が難しい方でした。本人の特徴として、ルール化されていないその場の雰囲気を読み取ることが難しく、楽観的に物事を捉えてしまう。他者が思うほど言葉を理解できずおらず、自分の行動の振り返りが苦手である（過去に違法運転で他者に損害を与えていたが、反省している節は見られない）。パチスロが好きで多額の借金をしてしまう（家のお金も持ち出してしまった）などがありました。

事業所の中には、日中の活動場所としての軽作業などを提供する部署、取引先から委託された福祉用具のメンテナンスを行う事で、より企業就労に近い環境を提供する部署、ある程度の就労イメージが出来上がった方対象で面接練習やコミュニケーションスキル向上を行う部署と、段階に分かれた支援の取り組みを行っております。

私が所属する「ひだまり」は、吉川市にて、障害を持つ方々の社会復帰に向けたプログラム及び作業提供をさせていただいている場所です。

この方は作業能力が高かつたため、当初問題なく日中活動に参加できていましたが、本人も気付かないうちに徐々にストレスが溜まり、少ないお金を持つて家出をしてしまいました。数日後、近隣で発見されたのです

が、改めて本人の課題として、知的機能の問題の可能性、先を見通す力が弱く SOS を出せない事が挙げられました。ただ、関係機関の中では、本人にある程度自立した生活ができる環境（食事提供、金銭管理、相談のできる場所など生活を支える支援）を提供できれば、一定のリスクは回避できるのではなかという結論に達しました。その中で、当事業所としては、本人が目で見て確認を取りやすい作業環境の構築、本人自身の振り返りを促すための支援者による定期的な面談及びストレスチェックを行うこととしました。ストレスチェックの内容は、作業に関することだけでなく、生活環境におけるものも聞き取りを行い、あらゆる角度から本人のストレス度合いを測ります。

支える支援が行えるグループホームへ入居をし、作業所での聞き取りが密になる事で、本人の不注意が大崩れに繋がるこに行えた事で就労に向けたステップを踏む事ができました。この方の就労支援を行う上で大切にしたのが、本人自身が適切な SOS を出せない事を踏まえ、生活を見守る目を増やしこの方の就労支援を行なう上で大切な不適応や混乱に周囲が気付き、あらかじめ方向性を示し、選択肢を絞っていくという事でした。本人が大崩れする前に適切な支援の手を差し伸べられる環境を整えることで、小崩れくらいで済む状態になれば、十分に就労が可能であるという判断がで



難病がある人たちの社会環境は医療、福祉、社会認知の上で必ずいぶん変わってきました。障害者総合支援法、難病医療法の施行により対象も 332 病に増え、障害福祉サービスも一部使えるようになりました。就労支援サービスでは、各種助成金（新規採用時、職場復帰支援時などに事業主に支払われるお金）やトライアル雇用、就労移行支援事業の利用、などが用意されています。就労支援者にも難病が障害者であるという認識も進んできました。

埼玉県難病患者就職サポートー

薄田たか子

あるの？

障害者差別解消法
～4回シリーズ①～



そんな中、今年 4 月より「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は障害者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供を義務づけています。簡単に説明しますと、図のように誰が（個人事業主や非営利の個人・法人・国や地方公共団体など）誰に（障害者・手帳所持者に限られない）何を（不当な差別や合理的配慮）を（どうする（差別禁止・配慮義務づけ））などが主な内容です。

社会的障壁として、通行・利用ににくい施設や設備などの事物。利用ににくい制度。障害のある人の存在を意識していない習慣・文化。偏見などの観念的なもの。などがあります。

業主が難病のある人への配慮事項を細かくあげています。
①募集・採用の時の面接時間について、体調に配慮する（時間短縮・体調の良い時間帯に面接）
②面接時に、就労支援者の同席を認める（意志疎通を助け障害特性をより深く理解してもらうため）
③採用後、業務指導や相談に関し、担当者を決める。

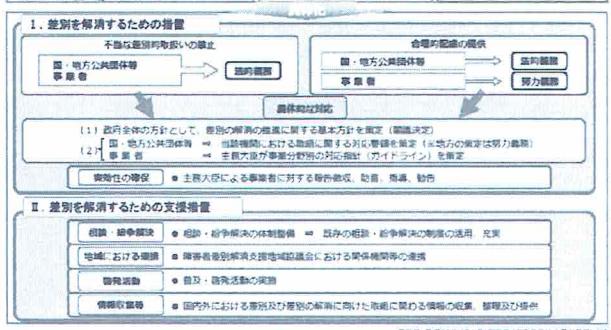
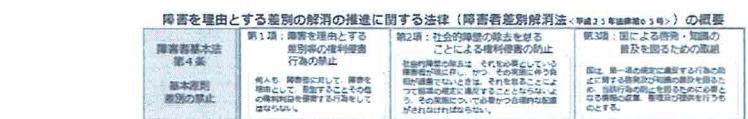
④退社時間・休憩・休暇に關し、通院・体調に配慮すること。
⑤本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。

⑥本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な説明をするこ

と。

この法律に基づいて作成された基本方針や対応指針の中から、雇用に関する差別の具体的な例として次のようなものがあげられています。障害者、車いす利用、人工呼吸などを理由として採用を拒否すること。賃金を下げる、昇給させないことなど。また合理的な配慮として事務を細かくあげています。
①募集・採用の時の面接時間について、体調に配慮する（時間短縮・体調の良い時間帯に面接）
②面接時に、就労支援者の同席を認める（意志疎通を助け障害特性をより深く理解してもらうため）
③採用後、業務指導や相談に関し、担当者を決める。

業主が難病のある人への配慮事項を細かくあげています。
①募集・採用の時の面接時間について、体調に配慮する（時間短縮・体調の良い時間帯に面接）
②面接時に、就労支援者の同席を認める（意志疎通を助け障害特性をより深く理解してもらうため）
③採用後、業務指導や相談に関し、担当者を決める。



合理的配慮は民間事業者に対しては努力義務となっているため、難病患者を採用することはハードルが高くなることも懸念されますが、障害者がより暮らしやすく、働きやすくなる方法を考え実行されることを期待しています。

合理的配慮は民間事業者に對

しては努力義務となっているため、難病患者を採用することはハードルが高くなることも懸念されますが、障害者がより暮らしやすく、働きやすくなる方法を考え実行されることを期待しています。

身体障害者のひろば

手話はろう者の生きる力

—埼玉県手話言語条例
成立を目指して—

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
理事 岡野 敏昭

手話は言語である

二〇一一年七月に改正された
障害者基本法の第三条三の規定
により日本において手話は言語
であることが認められた。そして、
二〇一三年に鳥取県において
日本初の手話言語条例が成立さ
れ、神奈川県、群馬県、長野県で
も手話言語条例が成立された。

障害者基本法に手話は言語で
あることが明記され、「手話は

日本語と同等な言語である」と
聞こえが良い言葉だが、変わつ

たのは法律のみであつて、私た
ちの生活に変化はなかつた。

手話を使う環境の整備や、手話
通訳者の養成など具体的な施策
が無かつたからだ。

埼玉における

手話言語条例制定への取り組み

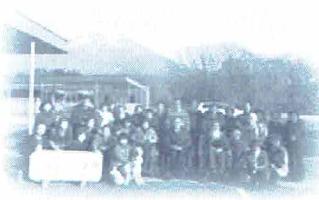
手話の環境整備を行い、ろう
者を含め聴覚障害者の生活を変
えていくために、二〇一三年よ
り、手話言語条例制定への理解
普及として、「手話言語条例に
関するシンポジウム」埼玉にも
手話言語条例を～を開催し、国会議員、
県議員、県内の行政や聴覚
障害者団体、障害者、記者、
手話関係者などを招きシン



手話言語条例を～を開催し、国会議員、
県議員、県内の行政や聴覚
障害者団体、障害者、記者、
手話関係者などを招きシン
ポジウムを行つた。そして手話
言語法や、手話言語条例に関する
勉強会を開催してきた。開催するたびに、市町村行政や議員
た検討委員会では、当会会員ま
た手話活動者などの声を集めよ
うと「みんなで作る埼玉県手話
言語条例」を合言葉に取り組ん
だ。取り組みを始めた途端、意

もに、全日本ろうあ連盟を中心
に、全国で手話言語法制定を求
めた。埼玉県でも市町村議会へ働きかけを行うとともに、埼玉県
手話言語条例の必要性を訴えて
きた。意見書は二〇一四年三月
の熊谷市議会から、市町村議会
で可決されるようになり、十月
の寄居町議会での可決を持つて
埼玉県内全て意見書が国へ出され、県内において「手話は言語
であること」が明確になった。
当会で埼玉県手話言語条例検討
委員会を設置し、取り組みを強
めていこうと思つたところ、県
議員から声がかかってきた。この
機会を見逃がしなく、県議員
との話し合いや、イベントの案
内、情報提供などを行つた。また
検討委員会では、当会会員ま
た手話活動者などの声を集めよ
うと「みんなで作る埼玉県手話
言語条例」を合言葉に取り組ん

見がたくさん寄せられ、たくさ
んの想いがあつたことに驚愕し
た。寄せられた意見をまとめ手
話に関する様々な環境整備が必
要だと県議員に話してきた。
三月二十五日の埼玉県議会二月
手話言語条例が採択され、四月
一日に施行されることになった。
人は生まれてから死ぬまでコ
ミュニケーションは不可欠であ
る。更にコミュニケーションを行
うためには言語が必要である。
皆が当たり前のよう日に日本語
でコミュニケーションをする。ろう
者も同じく、当たり前に手話でコ
ミュニケーションをする。ろう者たちの思
いが入った埼玉県手話言語条例。「手話はろう者の生きる力」
—新たなるスタートラインに立
ち、手話の普及や環境整備など、
仲間たちと共に安心のある社会
と手話あふれる埼玉の未来を目
指して、活動をしていきたい。



障害を通じて

出会えたものに

感謝して

平成 28 年 1 月 10 日、埼玉県社会参加推進センター & 団体交流室リーダー研修旅行として盲導犬の里・富士ハーネスを訪れました。

盲導犬の里・富士ハーネスは、日本の盲導犬の普及活動の拠点地として、盲導犬の一生の総合的なサポートや情報発信を行なっている盲導犬育成施設です。と、同時に日本で唯一の常時見学可能な盲導犬育成施設であります。

施設内では盲導犬の P.R. 犬によるデモンストレーションを受けました。盲導犬は私が想像するよりもはるかに賢く、目を見張るものでした。

盲導犬たちはとても穏やかで愛くるしい顔をしていました。大きな体つきで大人しいので、街でみかけたらつい声をかけたくなつてしまいそうになりました。

彼女は、「ピンキーと出会って、

さや身体の幅の違いをきちんと意識しながら、障害物を避けて人間を誘導してくれます。



例えば車のサイドミラー や犬の目線の高さでは障害物でない物も障害物として認識して、「さりげなく誘導してくれる」のが、被介助者にとっては安心に繋がるそうです。

施設見学案内をして頂いた全盲の若い女性の傍らには、パートナーである盲導犬・ラブラドルレトリバーのピンキーが常に行動を共にしていました。

ピンキーは、障害物をさりげなく避け、人込みでは周りのペースに合わせて、彼女の「目」と

なり彼女の行く先々を案内していました。ピンキーと共に働く

自分に自信を持った」とおつしやつていました。彼女とピンキーの息のあつた働きを見ることがあります。彼女たちの出会いはかけがけがない②目を合わせない③触らない④餌をあげない」を実践していきたいと思います。ま

た、いきなり声をかけるのではなく、身につけているバッグなどに触れてから声をかけると安心するとも教えて頂きました。私もこれから盲導犬を利用されている人に「なにかお困りごとはないですか」と声をかけていきたいです。

施設見学案内をして頂いた全盲の若い女性の傍らには、パートナーである盲導犬・ラブラドルレトリバーのピンキーが常に行動を共にしていました。ピンキーは、障害物をさりげなく避け、人込みでは周りのペースに合わせて、彼女の「目」となり彼女の行く先々を案内していました。ピンキーと共に働く



野辺明子氏

第2回は、地域で障害のある当事者として様々な活動をしている3人の女性たちをゲストに迎え、それぞれの活動内容や、障害のある女性の立場から考え

埼玉県
男女共同参画推進センター
With You
さいたま
黒須 さち子

12月3日～9日の障害者週間に合わせ、障害を持つ女性の自立について、障害当事者や専門家とともに考える講座を開催しました。「障害」と「女性」という二つの主題が交差する課題、その中でも、障害がある女性の自立についてテーマにしました。



当事者として活動している女性のみなさん



館 かおる教授

今年はリオでいよいよオリエンピック・パラリンピックが開催される。施設工事の遅れや治安の悪さなどが連日のように報道されている。その結果「本当に開催できるのか」という気分になってくるのは自分だけだろうか。二〇一〇年に行われる東京オリンピック・パラリンピックについてもエンブレムや新国立競技場などの問題点に関する報道が多い。けれども、本当はオリンピック・パラリンピックを実施することでも、私たちの社会がどう変わるのか、もっと知りたいと思つてゐる人は数多くいると思う。今後の報道に期待したい。

埼玉県障害者交流センター
文化芸術担当主幹
田中 俊之



第1回は、元先天性四肢障害児父母の会会長、野辺明子さんを講師に招き、「障害のある子の自立と親の自立」と題して講演いただきました。お話の中で、「障害があるために生きにくいのは、その人の責任ではなく、社会の側に生きにくさを作ってしまう壁があるため、社会や環境が変わっていく必要がある。」と訴えられました。

活をエンジョイしている人々のことや、最先端のロボット技術の紹介のほか、実際に車いすに乗ったり、介助したりする体験もしました。全3回を通じて、障害を持つ女性について考える良い機会となりました。障害のある人が積極的に外に出て行けるよう、誰のことも排除せずにつくることが大事であると感じました。

てきたことをお話しいただきました。受講者ともやりとりしながら、理解を深めました。

第3回は、お茶の水女子大学名譽教授 館かおるさんが、車いすを利用して生き生きした生

第36回 総会	
日 時	平成 28 年 5 月 14 日 (土) 13 時～16 時 30 分
会 場	埼玉県障害者交流センター ホー
NPO 法人埼玉県障害者協議会	